

発議第 6 号

西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定
について

上記の議案を別紙のとおり、西予市議会会議規則(平成16年西予市議会規則
第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月19日提出

西予市議会議長 宇都宮 俊文 殿

提出者 西予市議会運営委員会

委員長

宇都宮 久見子

提案理由

西予市議会議員の報酬等について、令和8年4月1日から令和10年5月15日
までの間、報酬等の一部を減額する特例を設けるため、本条例を制定するもの
である。

西予市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年西予市条例第43号。以下「議員報酬条例」という。)に基づいて支給する議員報酬及び期末手当の特例を定めるものとする。

(議員報酬及び期末手当の特例)

第2条 令和8年4月1日から令和10年5月15日(令和8年4月1日に在職する議員が辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日)までの間(以下「特例期間」という。)における議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

2 特例期間における期末手当の額は、議員報酬条例第7条第2項の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から100分の10に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

第3条 前条の規定により議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期日)

2 この条例は、令和10年5月15日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。